

## 連 合 大 会 規 程

この規程は、本学会が電子情報通信学会、照明学会、映像情報メディア学会、情報処理学会と共同して主催する大会（電気・情報関連学会連合大会、以下連合大会という）の事務を担当する場合の対応について定めたものである。

特に連合大会の運営、実行に当たっては、5学会共通の「電気・情報関連学会連合大会規程」( 2 / 4 ~ 4 / 4 ) によるほか、この規程による。

( 組織委員会委員長及び幹事の指名 )

第 1 条 組織委員会委員長には、原則として調査担当副会長が当たる。幹事には調査理事が当たる。

( 実行委員会委員長の指名 )

第 2 条 実行委員会委員長には、原則として調査理事が当たる。

( 連合大会の経理 )

第 3 条 連合大会開催に関する経理は、( 会計・規程 1 - 1 ) 「会計規程細目」による。ただし、決算の結果、不足を生じた場合の充足、剰余を生じた場合の配分は、いずれも下記に定める共同主催学会支出金の割合による。

電気学会	5
電子情報通信学会	5
情報処理学会	5
照明学会	1
映像情報メディア学会	1

( 改廃等 )

- 1 . 平成 5 年 4 月 6 日、調査会議において承認。
- 2 . 平成 1 2 年 1 2 月 1 3 日、理事会において一部改正。

## 電気・情報関連学会連合大会規程

(昭和45年5月制定)

(昭和60年1月23日一部改正)

(昭和63年1月28日一部改正)

(平成3年7月 全面改訂)

### (目的)

第1条 電気・情報関連学会連合大会(以下連合大会と称する)は、電気学会、電子情報通信学会、照明学会、映像情報メディア学会、情報処理学会の5学会が共同して主催する大会で、関連学会会員に魅力ある講演と会員相互の情報交流の場を帝京することを目的とする。

### (構 想)

第2条 連合大会は、各学会が行っている単独大会、支部(連合)大会および研究委員会、ならびに日本学術会議と密接な関連を以て成り立つ構想のものである。  
よって共同主催学会は、単独大会、支部(連合)大会、あるいは研究委員会の開催時期、方法等のうち、連合大会の企画に影響するような変更を行う場合は、その1年前に関係学会に連絡し、大会運営に支障のないよう図るものとする。

### (形式・開催時期)

第3条 連合大会は、依頼した講演発表等を年1回、秋期に開催する。

### (組織委員会)

第4条 連合大会の企画、準備および実行のため、連合大会組織委員会(以下組織委員会と称する)を設ける。組織委員会は連合大会運営の責任を負う委員会である。

### (組織委員会の構成・任期)

第5条 組織委員会は各共同主催学会から選出した2～3名あての委員および日本学術会議電気工学・電子・通信工学、情報工学各研究連絡委員が選出した若干名の連絡委員をもって構成する。  
委員長は、連合大会事務担当学会から選出し、幹事は構成員の中から若干名を委員長が指名する。  
委員長、幹事、委員の任期は、当該連合大会前年の6月より連合大会の後処理を完了するまでとする。

( 実行委員会の構成・任期 )

第 7 条 実行委員会の任務は、組織委員会の決定を継承し、企画の推進、依頼講演の選出・選定、講演予稿の編集・発行、大会実施等の事項とする。

( 連合大会の事務担当学会 )

第 8 条 連合大会開催に係わる事務は、当分の間、電気学会、電子情報通信学会および情報処理学会において輪番に担当する。

( 連合大会の地方開催 )

第 9 条 連合大会を地方において開催する場合は、組織委員会に開催地からの委員若干名を委嘱する。

( 連合大会の経理 )

第 10 条 連合大会開催に関する収支は、独立会計とする。ただし、決算の結果、不足を生じた場合の充足、剰余を生じた場合の配分は、いずれも別に定める共同主催学会出金の割合による。

( 予 算 )

第 11 条 組織委員会委員長は、収支予算について予め共同主催学会の承認をうることを要する。

( 連合大会終了の事務・会計報告 )

第 12 条 組織委員会委員長は、大会終了後 2 ヶ月以内に事務報告および収支決算を共同主催学会に提出することを要する。

( 委 嘱 )

第 13 条 組織委員会委員の委嘱は、共同主催学会長の連名で、実行委員会委員の委嘱は、共同主催学会長および組織委員長の連名で行う。

( 付 則 )

第 14 条 本規程の変更は、組織委員会または共同主催学会の 1 以上の発議により全共同主催学会の同意を経ることを要する。

## 連 合 大 会 規 程

### (目 的)

第1条 本規程は、本学会が電子情報通信学会、照明学会、映像情報メディア学会、情報処理学会と共通に制定している「電気・情報関連学会連合大会規程」にもとづき、本学会が事務当番学会として開催する大会(以下連合大会という)に係わる事項について定める。

### (大会の構想)

第2条 連合大会は、各学会の単独全国大会、支部単位で行われる支部(連合)大会および公開研究会を主催する各学会所属の委員会(以下研究委員会と称する)ならびに日本学術会議と密接な関連を以って成り立つ。

<会員に魅力ある講演と会員相互の活発なる討論とを行うことを目的として、依頼した講演のみを行う。>

### (常置連合大会企画委員会)

第3条 連合大会の企画、準備および実行のための常置連合大会企画委員会(以下大会委員会と称する)を設ける。大会委員会は連合大会運営の責任を負う委員会である。

毎回の連合大会に対し大会委員会はこれを遂行し、次回大会の開催地を定め、かつ事務および収支決算の報告を完了するものとする。

### (大会委員会の構成)

第4条 大会委員会は各共同主催学会から選出した5～6名の委員および日本学術会議電気工学、電子・通信工学、情報工学各研究連絡委員会から選出した若干名の連絡委員をもって組織する。

委員の任期は1年とする。

委員長1名、幹事若干名を定める。原則として、委員長は本学会の副会長が務め、幹事は、各学会の総務担当理事が担当する。

### (連合大会実行委員会)

第5条 連合大会を地方において開催する場合は、開催地に連合大会実行委員会(以下実行委員会と称する)を設けることができる。実行委員会は、講演予稿の出版については大会委員会の決定を継承し、その他の企画、準備および実行の一切を掌る。(具体的には、パネル討論・シンポジウム課題の選定ならびにその予稿集の作成は大会委員会が受け持ち、特別講演、懇親会、見学会の企画・実施、ならびに講演会場の運営を実行委員会が受け持つ。)

尚、開催地に実行委員会を設置しない場合は、大会委員会に開催地からの委員若干名を委嘱する。

### (実行委員会の組織)

第6条 実行委員会に委員長1名、幹事および委員若干名を置き共同主催学会現地支部の推薦により、共同主催学会会長の連盟を以って委嘱する。実行委員会委員長は、必要

( 調査・規程 4 )

に応じ顧問等を委嘱することができる。実行委員会は、連合大会の後処理を完了したる時を以って終わる。

( 連合大会委員会部会 )

第 7 条 大会委員会内に数個の部会を設ける。各部会は、担当部会における依頼講演選定の原案の作成、講演予稿の編集等の事項を分掌する。各部会の担当部門は大会委員会において定めるものとし、その名称は、第 1 部会、第 2 部会のようにする

( 部会の組織 )

第 8 条 各部会に、部会長 1 名、幹事若干名および委員若干名を置く。部会長、幹事および委員は大会委員会において選定し、大会委員会委員長がこれを委嘱する。

ただし、幹事のうち 1 名は連合大会委員中から、委員は各学会単独全国大会あるいは支部(連合)大会委員長の推薦および関連する研究委員会の委員長または幹事の中から選任するものとする。何れも任期は 1 年とするが、再任を妨げない。ただし、部会長、幹事は再任 3 回を越えることはできない

( 部会連合会 )

第 9 条 連合大会の具体的運営、発表論文の決定を行うため部会連合会を設ける。部会連合会会長および幹事は大会委員会委員長および幹事が兼ねるものとし、委員は大会委員会委員、各部会長、各学会編集委員会理事、企画調査理事を以って構成する。

( 開 催 )

第 10 条 年 1 回、秋期(会場の都合によっては夏期)に、東京または地方において開催する。共同主催学会は、単独全国大会、支部(連合)大会、あるいは研究委員会の開催時期、方法等のうち連合大会に影響する事項について変更を行う場合は、その 1 年前に他学会に連絡し、連合大会の運営に支障のないようはかるものとする。

( 講演などの企画 )

第 11 条 その年のための 1 回目の常置連合大会企画委員会において、講演の種類などの企画を行う。

( 講演の選定 )

第 12 条 (1) 特別講演

大会委員会で立案して決定する。

(地方開催で、実行委員会が設けられた場合は、実行委員会で立案する。)

(2) パネル討論、シンポジウム

1) 各学会の支部、研究委員会へ課題の提案を依頼する。

2) 上記からあがってきた提案課題のうちから、各連合大会委員会部会で適当課題数(現在は、一部会 6 ~ 7 課題)を選定する。

適当な提案課題がなかった場合は、連合大会委員会部会が独自に課題の作成をすることも出来る。

3) 連合大会委員会部会から大会委員会へ、部会が選定した課題を提案し、大会委員会で決定する。

( 連合大会の事務 )

第 13 条 大会委員会の事務は、当学会において担当する。部会の事務は、共同主催学会においてそれぞれ 1 部会以上を分担するものとし、分担部会は大会委員会において定める。

実行委員会の事務は、実行委員会の定める支部において担当する。

( 連合大会の経理 )

第 14 条 経費は予稿頒布収入、広告掲載料、参加者の会費を以って支弁する。不足を生じた場合は、共同主催学会の支出金で支弁する。

大会委員会委員長は、大会終了後 2 カ月以内に事務報告および収支報告を共同主催学会に提出することを要する。不足を生じた場合の充足、剰余を生じた場合の配分は、いずれも当分の間、下記割合による。

電気学会：5、電子情報通信学会：5、照明学会：1、映像情報メディア学会：1、  
情報処理学会：5

( 付則 )

- 1 . 本規程は平成 3 年 3 月 2 6 日、理事会において承認制定。
- 2 . 本規程は平成 3 年 5 月 2 4 日より施行する。
- 3 . 電気・情報関連学会連合大会規程（昭和 45 年 5 月制定、昭和 60 年 1 月 29 日、昭和 63 年 1 月 28 日一部改訂）は、他学会と共通規程につき廃止しない。
- 4 . 平成 1 2 年 1 2 月 1 3 日、理事会において一部改正。